

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。この度、弊所のニュースレターを創刊させて頂くこととなりました。「すべてはお客様のために」を目標に、定期的な法律情報を簡潔にまとめ、また事例に基づくQ&A等を、ご紹介できればと考えております。お気軽にご興味のあるところだけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士 今津 泰輝

## 連載 民法（債権法）改正について

### 民法改正の概要

民法を大幅に改正する法案が、今年の5月26日、国会で、可決・成立しました。

民法は、企業や個人が取引活動などを行う際の、最も原則的なルールとなります。

今回の改正は、民法のうち、主として、「第1編 総則」や「第3編 債権」など、債権や契約に関する規定に、大幅な改正を加えるものです。そのため、「債権法改正」とも呼ばれています。

### 民法改正が行われた理由

現行の民法は、明治31年（1898年）に施行されました。

改正民法は、改正法が公布された今年の6月2日から、3年以内の日に施行されることが決まっています。具体的な施行日は、まだ決まっておらず、追って、政令で定められることに

### 時事ニュース 改正消費者契約法の施行

昨年成立した改正消費者契約法が、今年の6月3日から施行されました。今回の改正では、次のような、消費者保護を強化する改正が行われています。

- ① 過量な内容の消費者契約（必要な分量を著しく超えて大量に購入させる契約）の取消に関する規定の新設（法4条4項）
- ② 事実と異なる内容を告げた場合に消費者契約が取消の対象となる「重要事項」の範囲を、その消費者契約の目的物の内容や取引条件以外にも拡張（法4条5項3号）
- ③ 取消権の行使期間の伸長（6か月間→1年間）（法7条1項）
- ④ 債務不履行や瑕疵担保責任に基づく解除権を放棄させる条項の無効（法8条の2）

### 本連載の予定

今回、民法改正が行われることになった理由としては、①現行の民法の施行から約120年近く経過したこと、②現代にはそぐわなくなった規定が存在すること、③約120年の間に判例法理として積み重ねられたルールの一部を、条文の形で明文化することによって、民法をわかりやすいものにする、などが挙げられています。

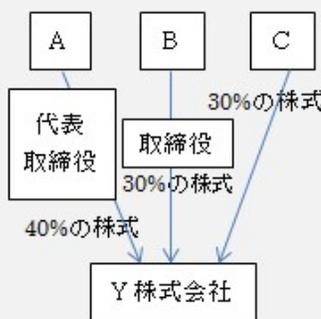
### 改正民法の施行時期

本連載では、今回の民法改正のうち、特に重要と考えられる改正点である、①消滅時効、②法定利率、③保証、④定型約款などのトピックについて、連載の形式によりご紹介させていただきます。どうか考えておられます。

改正内容の紹介にとどまらず、企業活動や社会生活において、具体的に役に立てようという記事を目指していきたいと考えております。是非、今後もお読み頂ければ幸いです。

## Q&A 少数派株主が行行使できる権利

**【事案】** Y社という、全ての株式が譲渡制限株式会社である非公開会社において、Y社が発行した株式のうち、代表取締役Aが40%、取締役Bが30%、会社の役員には就いていないCが30%有しています。



行っている疑いすらありません。このような場合に、Cが、AとBに歯止めをかけるために、どのような手段があるのでしょうか。

**【解説】** 株主であるCは、AとBの背任行為に関する証拠を収集するために、取締役会議事録等の閲覧を請求することができます（会社法371条2項・3項、Y社が監査役設置会社等の場合は裁判所の許可が必要）。また、3%以上の株式を有するCは、会計帳簿の閲覧を請求することもできます（会社法433条）。

AとBの株式を合計すると、Y社が発行した株式の70%になりますので、Y社の重要事項のほとんどは、AとBが、株主総会において、共同して議決権を行使することによって決めることができます。実際、二人で、ほしいままに、Y社の重要な事項を決めてしまっています。また、AとBが、Y社に対して損害を与える背任行為を

さらに、3%以上の株式を有するCは、代表取締役であるAの業務執行に関して、調査をさせるため、裁判所に対して、検査役の選任を請求することもできます（会社法358条1項）。

これらの結果、AとBが、背任行為を行っていたことが判明した場合には、Y社は、AとBに対して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有することが明らかになります。しかし、Aは、Y社の代表取締役ですから、自分や仲の良いBに対して、会社が訴えを提起するようには可能性は少ないでしょう。監査役設置会社の場合でも、監査役が適切に行動するとは限りません。

そこで、株主であるCは、一定の手続を経ることによって、Y社が、取締役であるAとBに対して有している損害賠償請求権を、Y社を代表して、行使することができます（会社法847条3項、株主代表訴訟）。

また、3%以上の株式を有するCは、一定の手続を経ることによって、裁判所に対して、AとBの解任の訴えを提起することができます（会社法854条）。

## 事務局 便利

### ナポリタンの「リトル小岩井」

第1回目の事務局便りでは、弊所が入居している大手町ビルの地下2階レストラン街にある「リトル小岩井」をご紹介します！！

「リトル小岩井」は、昔ながらのスパゲティの定番、ナポリタンが有名なお店です。おしくて、リーズナブルで、ボリューム満点のため、お昼時を過ぎてても、お店の前には長い行列ができています。夕方までずっと満席の様子です。すごいですね。

お店の中では必ず相席になり、隣の席との距離が近いです！距離の近さがちょっと、という場合には（もちろんそうでなくても）、お持ち帰りができます。

お持ち帰りは、スパゲティだけではなく、ツナやたまごなどのサンドイッチや、スパイスキャベツなどのサラダも、充実しています。（事務局長）



### ●当事務所周辺地図

